

# 組織規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この組織規程（以下「規程」という。）は、社会福祉法人国立保育会（以下「法人」という。）の経営組織の基本を定め、職務の責任と権限、命令系統を明らかにし、業務の確実かつ効率的な執行と運用を図ることを目的とする。

## 第2章 組織および業務分掌

(組織単位)

第2条 法人は、次の組織単位を置くことができる。

- (1) 部
- (2) 課・室・保育園

(組織図)

第3条 法人は業務運営の基本組織として次の各部門を設置する。

2 法人の業務執行責任は、原則として部長職が担う。

- (1) 本部事務局は保育園、児童発達支援施設が実施する以下の認可保育園等事業以外の法人内のすべての事業を担うこととする。本部事務局長は部長職とし、担当課長は課長職とし、副担当課長は副課長職とする。
- (2) 保育部は法例等に基づく認可保育園事業および障害児通所支援事業を担うこととする。なお、保育部の傘下に以下の各保育園および児童発達支援施設を配置する。保育部長および統括施設長（以下「統括園長」も同義とする。）は部長職とする。園長は課長職とする。副園長及び児童発達支援施設の管理者は副課長職とする。
  - ① 国立保育園
  - ② 北保育園
  - ③ きたひだまり保育園
  - ④ 国立ひまわり保育園
  - ⑤ 西国分寺保育園
  - ⑥ 富士本保育園
  - ⑦ 光が丘保育園
  - ⑧ 南大泉保育園
  - ⑨ 氷川台第二保育園
  - ⑩ 下石神井第三保育園
  - ⑪ 石神井公園こぐま保育園
  - ⑫ 宮前おおぞら保育園
  - ⑬ 上井草保育園
  - ⑭ 天沼保育園

(業務分掌)

第4条 各組織単位の分掌業務は、別に定める職務権限規程による。

### 第3章 職位および権限

(職位)

第5条 法人は組織に基づき、必要により次の職位を置くものとする。

- (1) 部長職 (部長、担当部長、統括施設長)
  - (2) 課長職 (課長、担当課長、室長、施設長)
  - (3) 副施設長・副課長職
  - (4) 主任
  - (5) 副主任
  - (6) クラスリーダー
  - (7) サブリーダー
- 2 必要があるときは各部および室、課に、補佐職として専任部長、専任課長を置くことができる。
- 3 その他、その規程に定めのない職位も、業務上必要が生じた場合は、理事会の協議を経てこれを置くことができる。

(職務および権限)

第6条 各職位者は、それぞれ所属長の命令および監督を受けて所管業務を遂行し、その責任を負う。

2. 職務の遂行に必要な職務権限は、別に定める職務権限規程による。

附 則

1. この規程の改廃は、理事会にて決定することとする。
2. この規程は、平成30年4月1日より実施する。
3. この規程の一部を平成30年10月1日に改正する。
4. この規程の一部を令和元年8月1日に改正する。
5. この規程の一部を令和2年10月1日に改正する。
6. この規程の一部を令和4年4月1日に改正する。
7. この規程の一部を令和4年4月1日に改正する。
8. この規程の一部を令和4年7月1日に改正する。
9. この規程の一部を令和5年4月1日に改正する。
10. この規程の一部を令和7年1月1日に改正する。  
改正に伴う施行時期は令和6年4月1日に遡る。
11. 令和8年4月1日一部改正 (第3条組織図)

# 社会福祉法人国立保育会組織図

令和8年4月1日現在

